

平成29年度第1回
長柄町総合教育会議 会議録



長 柄 町

平成29年度第1回長柄町総合教育会議 会議録

1. 日 時 平成29年4月25日(火)
開会 13時30分 閉会 14時40分
2. 場 所 長柄町役場 2階 庁議室
3. 出席者 長柄町 町長 清田 勝利
長柄町教育委員会 委員長 加藤 士郎
職務代理者 大野 正巳
教育委員 高橋 智恵子
教育委員 本間 葉子
教育長 佐川 和弘
- (事務局)
- 総務課長 蒔田 功
学校教育課長(給食センター所長) 石井 一好
生涯学習課長(公民館長) 松本 昌久
生涯学習課課長補佐 前川 雅英
総務課主査(行政管財係長) 関 英司
学校教育課主査(学校教育係長) 牧野 正幸
4. 協議事項 (1) 長柄町いじめ防止対策推進条例関係規則の制定について
(2) いじめ防止基本方針について
5. 傍聴人 1名

(13時40分 開会)

町長あいさつ

議長選出 総合教育会議設置要綱第4条第1項により、町長が議長となる。

協議事項1 長柄町いじめ防止対策推進条例関係規則の制定について

石井課長：協議事項について説明

清田町長：ただいまの説明について、ご意見等がありますか。

高橋委員：いじめ対策委員会といじめ問題対策連絡協議会は、どのような関係性をもっていますか。

石井課長：いじめ対策委員会は、教育委員会が設置するものとなります。

また、いじめ問題対策連絡協議会は町が設置し、県の関係者が委員となる協議会です。委員会及び協議会は、連携して問題解

決に向けて対応してくものとなっております。

高橋委員：委員会と協議会は、立場の違う方々で構成されているが、実際の問題発生時においては、うまく連携を図ることが可能でしょうか。

石井課長：事案により構成メンバーも変更されます。警察関係や福祉関係がかかわる重大な案件については、いじめ問題対策連絡協議会が対応します。また、その他の事項については、いじめ対策委員会で検討を行います。

佐川教育長：まず、事案が発生した場合は、教育委員会で設置するいじめ対策委員会で対応し、調査等を行ったうえで、必要に応じて、町が設置するいじめ問題対策連絡協議会を設置します。

いじめ対策委員会は、教育委員会が設置して、学校と密接な関係を持ちながら解決に向けて検討していきます。また、いじめ問題連絡協議会は、町が設置をして、関係機関と話し合いをしていくものとなっております。

清田町長：過去の他市町村の事例を参考にすると、問題発生時に教育委員会でいじめ対策委員会を立上げ、協議を行っても、本当のいじめの因果関係がわからない事案があります。こういった場合に第三者機関であるいじめ対策連絡協議会で協議を行い問題の解決を行う必要があります。

大野委員：いじめ対策連絡協議会は、問題発生時に構成され、いじめ対策委員会は、恒常的に設置されるものという解釈でいいものでしょうか。

石井課長：細かな点については、検討の余地はありますが、委員会規則の中に任期は2年とすると記載されていますので、事前に委員の選定を行い恒常的に設置されるものと考えております。

大野委員：児童に重大な事項が発生した場合、総合教育会議の決まりに時間に余裕のない場合は、町長と教育長で対策を話し合うことができるという決まりがあるが、対策委員会と連絡協議会との関連性はどのようなものになりますか。

佐川教育長：1つ目のご質問については、恒常的に設置し、年に1回程度の会議を開催するように調整をしていきたい。また、2つ目のご質問については、学校から緊急的な問題案件の発生の報告を受けた場合、町長と協議して今後の委員会及び協議会の開催等の問題解決への方向性を確認するとともに必要に応じて、緊急の総合教育会議を開催することも検討をします。2つの会と連携

し、早期の問題解決を図りたいと考えております。

加藤委員：あらかじめ委員の選定を行うということですが、各学校の校長の立場はどのようなものとなりますか。

佐川教育長：委員としては、校長会長が選定されると考えられますが、校長会長の学校が問題の該当校となった場合は、第三者的な立場で公平に話し合う観点から、現時点では、他校の校長に差し替える等の配慮が必要と考えておりますが、今後の会議の中で委員の皆さんと検討していきたいと考えております。

高橋委員：学校では日常的にどのようないじめ対策を行っていますか。

石井課長：学校では、いじめ対策委員会や生徒指導委員会、特別支援委員会等の委員会が設けられています。また、これらの委員会の代表となる先生が、定期的に会議を開いて対策を講じている。日常的ないじめ対策は、学校により異なるところもありますが、学期ごとにいじめに対するアンケート調査を行い、その結果をもとに現在児童が抱えている問題の実態を把握し、教育相談等を行っています。

佐川教育長：石井課長の説明した対策のほかに、各学校ではいじめ防止基本方針の策定が義務付けられています。今後は、町のいじめ対策基本方針を踏まえて見直しを行うよう学校に指導をしていきたいと考えています。

大野委員：SNS等を使ったインターネット上のいじめは、非常に難しい問題となっているが県や関係機関等と連携して対処していただきたい。

石井課長：県の危機管理室において専門の人材がインターネットのパトロールを行っています。そこでインターネット上の怪しい書き込み等を調査及び管理を行っていますので、県との連携を図り対処していきたいと考えています。

佐川教育長：石井課長の説明のとおりですが、県からの連絡は、深刻な状況になっている場合とありますので、日常的な部分については、委員の皆さんと連携して確認をしていく必要があると考えています。

清田町長：まだまだ、整理整頓や共通理解を深めていく段階かと思いますが、今回の会議においても多くの意見が出てきました。犯罪であるいじめを許さず、いじめからこどもの命を守るということを委員の皆さんと連携して社会に根付かせる必要があります。また、教育機関においては、徹底的に排除していきます。

協議事項2 いじめ防止基本方針について

石井課長：協議事項について説明

加藤委員：方針の町長による再調査及び措置の記述と協議事項1での教育長の説明の整合性はこういった関係となっていますか。

佐川教育長：規則に関する事項については、日常的に活動している組織になります。重大事項が発生した場合は、その組織が公平性を保ちながら調査を行いますが、それでも解決しない場合に町長による再調査を行うこととなります。再調査においては、第三者による調査となります。

加藤委員：日常的な組織と再調査時に構成される方の違いはどうなりますか。

清田町長：日常的な組織とは別に再調査時においては、町長として案件に応じて警察、弁護士等の必要な人員で構成した委員会を設置することとなりますので、構成員は別の方となります。

大野委員：過去に経験した事案で、警察が対応した事案がありました。大きな事件となった場合には、警察に頼るしかないが、そういった事件になる前に対応をしていかなければならない。

清田町長：おそらく、県警の特別委員会が介入した事案と思われますが、大きな事案になった場合、法的な拘束力のある組織が必要となりますので、その一つの事例と思われます。貴重なご意見をありがとうございました。

高橋委員：未然に防ぐという意味で、当事者の周りにはいる児童生徒が知っているはずなので、生徒と先生の関係性を更に改善し、話しやすい環境をつくる必要があると思う。

清田町長：教師の指導力の向上が一番の抑止力となりますので、今後も教育委員会を通じて指導をしていきます。

また、今回の議案については、重複する名称等が多くありますので区別するのが大変かと思いますが、関係性を整理していただいて理解していただければと思います。

皆さんからいただいた貴重な意見を参考に、学校から地域からいじめを排除していきたいと考えております。

その他

大野委員：児童を対象とした、わいせつ行為のニュースが聞かれますが、松戸市の案件では、保護者会の会長で見守り活動を行っていた方が子供を襲ってしまったため価値観が逆転してしまった。現在、日吉小学校において、水上地区の子供は、バス通学のため、保護者がバス停まで迎えに行くが、日吉、長柄地区については、バラバラに下校している。生徒の安全対策が必要と考えている。事件後の松戸市の総合教育会議では、防犯カメラの増設を対策としたが、子供を守るのは親や親族等をはじめとした地域の目が最も大切だと考えます。こういったことについても、今後は教育会議で考えていかななくてはならないと考えています。

清田町長：貴重なご意見ありがとうございます。本町の児童は、登下校の距離が長く死角になる場所も多いので、今後考えていかななくてはならないと考えております。

(14時40分 閉会)